

受託業務等に係る人件費単価規定

株式会社 GHIBLI

2026 年 4 月 1 日制定適用

1.目的

この規定は、株式会社 GHIBLI が国、地方公共団体、その他公共機関及び民間企業等外部から受託する、又は請け負う業務（以下「受託事業」という）に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2.受託人件費単価

受託業務等に係る受託人件費単価については、当該受託事業に従事する者の職責グレードに応じて、以下の通り基準日額及び基準時間単価を定める。

(単位：円、税抜き)

職責グレード	基準日額	基準時間単価
代表取締役（主席研究員）	160,000	20,000
ディレクター	108,000	13,500
プロデューサー （現地マネージャー）	76,000	9,500
アシスタント （事務スタッフ）	30,000	3,750

※基準日額の稼働時間は 8 時間を想定。（移動時間等を含む。）

※基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度を勘案して増減する場合がある。

※各職責グレード区分（研究員等級）の認定基準は、別途社内規定の通りとする。

以上